会報

No.18

静岡県公立高等学校ＰＴＡ会長連絡会

もくじ

◇ 全国高Ｐ協議会大会（新潟）
◇ 表彰に輝く人々
◇ 親は教育の権利を有する
◇ 高校紹介（島田工高）
◇ 要望書提出
◇ 大会へ参加して

高校生補導について発表し
気焔をあげた全国大会
八月25、26日　新潟市に開催

会長、突然の逝去（七月四日）という異常なショックはあったが、鈴木会長代行と高橋新潟県高Ｐ会長を中心に、会員の協力によって、第十九回、全国高校ＰＴＡ協議会新潟大会は、八月二十四日から三日間、新潟市の県民会館に開催された。

八月二十四日(日)

運営委員会

理事会

大会提出議題について

●負担金が、東京のように他に比較して低すぎるところがあるという意見が出ている。

●大会スローガンの言葉の訂正。

●関東ブロックを解組して、東京都関東七県を分離するという案が出た。

山口会長の死を悼む東京都副会長の話。

総　会

報告事項

。市、私学も入れて全国会にしてはどうかの声もあった。

。顧問に内藤誉三郎氏を委嘱することに賛成したが、一人でなく顧問を二、三人はほしいとの声もあった。

八月二十五日(月)　大会式、全体会

一昨日の恐ろしかった台風は、青森の方へ消えてどこへやら、よい天気。

大会は一、六〇〇の人を集めて、新潟県民会館に開会された。

国歌斉唱、鈴木会長代行の挨拶、高橋大会委員長の挨拶があってやがて、中野、渡辺氏を加えた九十一名と、水谷氏等二十二名にそれぞれ、感謝状が贈られた。

大会場前の静岡県代表

続いて来資の祝辞、しかし、文部大臣など顔が見られず、代読が多かったことは残念。このような大会には、文部大臣の顔も見たいとの声があった。

大会式、全体会（新潟県民会館）

。会長代行は東京の鈴木弥七氏

。大会委員長は、新潟の高橋鋼吉氏

。静岡の藤森会長は全国九人の副会長の一人となった。

。この日、文部大臣代理として出席した、初等中等教育局長は、祝辞を終ってから別に要請されて、次の談話を行なった。

「今年三月の卒業式には、百件以上の高校生の混乱があった。一部不明のものをあげれば恐しい数になると思う。大学紛争も中々解消しないが、これらの中には高校教育に、思い出がないと反省している者が多い。

特別教育活動は、今後これを強化して必修にしたいと考えている。親には子どもを教育する権利があり、社会が進んできた今日では、親は教育を国に委託している。大学も高校も、すべての先生は、親から委託された国の責任において教育をしているので、大学と言えども、先生だけの自由になると考えてはならない。先般、文部省の教科書の検定を憲法に違反している行為として訴訟を起したものがあるが、これは憲法で守られている民主主義の自由を悪用したものである。これは、ある大学の先生が教科書の検定願を出して、修正命令を聞かなかったため没書になったのを憾んで起した訴訟である。この没書の中には、日本の侵略行為を書き、日ソ中立条約があったにも拘らず、ソ連が侵入したことは書いていな

い。公正だと認められるものであれば、文部省は修正など命じないと思う。
いずれにしても、重大な時局下にあって皆さんが、正しい理解のもとに、私ども政府の立場に協力していただきたい。」

分科会

第一分科会　「教育制度に関するもの」

1、高等学校教職員の定数増員について（新潟県民会館）
2、生活指導専門職員の設置について（福島県）
3、図書館司書、事務補助、用務員、夜間警備員、電話交換手等の所要数の法制化と増員について（富山県）
4、寄宿舎の舎監を専任制とするよう規定して戴きたい。（岩手県）
5、教育制度の抜本的改善と、戦後教育の再検討（和歌山県）
6、私学振興のための制度改正について（鳥取県）
7、教職員の退職年令延長について（山梨県）

第二分科会　「教育財政に関するもの」

1、優秀教員確保のための教職員の待遇改善、及び時代の進展に即応する教育財政のあり方について（新潟県民会館）
2、教職員の待遇改善について（広島県）
3、高校教師の待遇改善について（長崎県）
4、実習助手の待遇改善について（群馬県）
5、人事院勧告実施を実現するには、どのように働きかけたらよいか（福井県）
6、高校生の人間教育のため、校外施設の増設を要望する（愛知県）
7、学校司書の公費負担職員の完全配置の実現方について（栃木県）
8、クラブ指導に対する手当の予算措置について（大分県）
9、科学技術の発展に伴なう、即応する学校教育条件の整備について（富山県）
10、産業教育に対する教育実習施設、設備等の補助基準の大巾増刷について（佐賀県）
11、公費予算の増額充実について（秋田県）
12、積雪寒冷地帯の屋内運動場の施設の基について、特別措置を講ぜられたい（宮城県）
13、高校の施設、設備について、ＰＴＡはどの程度負担しているか、その軽減をどのように計っているか（青森県）
14、定時制、通信制教育の施設、設備の充実ならび振興について（岐阜県）
15、私立高校の施設、設備の公費補助、寄付金の課税免除等について（秋田県）

会場前の静岡県代表

第三分科会　「生徒指導、ＰＴＡに関するもの、その他（新潟市、公会堂）

1、大学入試方法の改善と大学の正常化について（愛媛県）
2、大学紛争の早期解決と、高校教育の正常化について（埼玉県）
3、高校教員の正常化を進めるための大学入試方法の改善と完全実施（徳島県）
4、当面の大学紛争解決と父母の教育権尊重について（山形県）
5、大学入試の完全実施について（大分県）
6、政治活動に関心を持ちつつある高校生の指導は、如何にあるべきか（宮崎県）
7、高校生の政治活動について（香川県）
8、高校教育、特に高校生の生活指導について（東京都）
9、生徒の生活指導問題について（新潟県）
10、生徒指導を有効適切に行なうためにはＰＴＡはどのように活動したらよいか（静岡県）
11、高校における生徒指導の向上を図るためにＰＴＡ活動の充実をはかる方策（徳島県）
12、就職選考の時期について（三重県）
13、青少年の健全成育対策と、高校生の政治活動について（香川県）
14、交通安全対策について（岡山県）
15、全国高校ＰＴＡ協議会大会のあり方について（石川県）

以上、協議題は数多く提出されたが、いずれも五分発表に止めて、質疑応答を終った後、静岡県掛川西高の発表は、特別に約三十分にわたって行なわれ、会員の関心は一そう高められた。

肉親の愛情も
師弟愛もないのは全くの悲劇

戸塚会長は訴える

八月二十五日午後の第三分科会が新潟市の公会堂で行なわれると、集まった人千人余、これでは分科会でなく、大会と言ってよいほどの盛況。

協議題も、生徒指導とＰＴＡに関するもの、合わせて十五題、これも多すぎる。と言って議長は、せっかく出された協議題だから、せめて発表だけはと、五分ずつで片づけ、簡単に質疑応答まで一応すませて、さて、後に取って置きの東海ブロック代表静岡県掛川西高の戸塚会長発表となった。満場の会員はこの一点に集中したといってよい。

戸塚会長の発表は、録音の一部失敗により、ここで逐一報告できないのが残念。

（十月下旬の高Ｐ研修第一回と、十一月二十五日午前たちばな荘の社会教育委員長会で発表の予定）

発表された内容から、私（事務局長）は次のようなことを拾い集めてみた。

。学校が人間形成を考えるが故に、選択講座の新設など、教育課程の研究や、教師と生徒の精神的交流に力を入れてきた。

。一部の生徒が、背後の反戦のあやつりに乗って、独善的な計らいをし、無届行為など行なった。（アスパック反対参加）

。学校当局は情愛深い措置（謹慎処分）をとり、教師は家庭訪問まで行なって善導

に尽力した。

。謹慎中にもかかわらず、学校の塀を乗りこえて、無届集会を図ったり、学校の正常運営を妨害したりした行為。

。学校が「命ずる」形の退学処分にはせず、転校あるいは復学ができるよう考慮した温情。

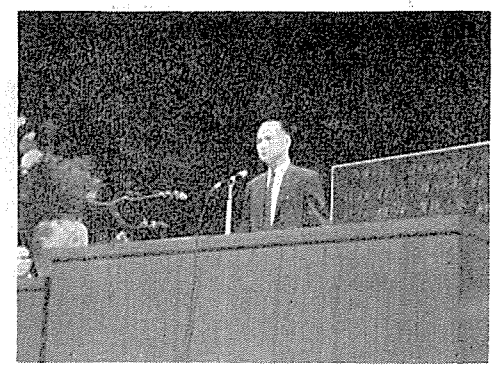

発表する戸塚会長

。極左的外部団体の刺激を受けては、若い高校生は、家も親も捨てて、日夜、反戦活動へ労働し続ける哀れさ。

。息子はいつの日帰るかと心身共にやせ細る親の不安と悲しみ。

私の追いかけ切れない、戸塚会長の人情味溢れての真相発表。

聴衆が静まり返って我を忘れたかに見えたのも無理もないことであった。

全国高P会よりの 表彰に輝く人々

八月二十五日十時、全国高等学校協議会第十九回新潟大会（新潟市県民会館）において功績顕著なＰＴＡ会長に表彰状が伝達された。本県では、中野、渡辺の両氏。

これより先、五月九日、全国高Ｐ本部より、被表彰候補者二名を報告するよう通知があり、五月二十二日の理事会では、会長一任となり、六月十三日の総会で諒承され、六月二十五日、藤森会長は副会長、社会教育課長、補佐と共に選考に当った。

表彰選考基準

一、本会の副会長で退職したものを優先する。

二、本会の理事、監事の役員も、一に準ずる。

三、高校ＰＴＡ会長の年数と功績とを勘案する。

四、一校の副会長、理事、監事、等の役職については、重要視しない。

表彰規定

全国高等学校ＰＴＡ協議会

一、本協議会は、高校ＰＴＡ役職員として特に著しい功績が認められる者に対し、年次大会の席上において、表彰状並びに記念品を贈呈する。

二、各県高校ＰＴＡ連合会は、毎年四月末日までに、候補者を本部に推せんする。表彰者の決定は理事会がこれに当る。（北海道、東京、愛知、福岡三名以内、その他の県は二名以内）

三、候補者を本部に推せんする場合は、その氏名、役職名、そのほか表彰事由を記し、候補者二名以上の場合は、順位を附するものとする。

四、次の該当者には、年次大会の席上において、感謝状並びに記念品を贈呈する。

1　副会長退任の場合

2　各県高校ＰＴＡ連合会長退任の場合

3　監事（全国）退任の場合

五、内規

大会開催県の場合はその県の状況によって、被表彰者を増員することができる。

×　×　×

今回、表彰された両氏は、さすがに喜びをかくしきれなかったが、感想を次のように語っていた。

中野東三会長

「昨年は高校ＰＴＡ二十周年記念で、感謝状をいただき、本年また、表彰状をいただくことができたのは、誠に皆さんのご支援によるもので、感謝にたえません。これからも、大いに高校教育発展のために尽していきたいと思います。

なお、この際お願いしたいことは、全国の大会に校長さん方も出ていただきたいこと、校長さん方も表彰を受けられるようにお願いしたいと思います。」

渡辺　勇会長

「今回、表彰をうけられることになったのは、全く皆さんのおかげで、私も、家の者も深く感謝しております。拙いながら、今後共、献身的努力を捧げたいと思います。

私は、私のように一足跳に、全国表彰を受けるのでなく、県高Ｐの表彰が、先に受けられたら幸いだと思いました。それによって私以上の貢献者が数多く、受賞されることを念願しております。」

×　×　×

感激の喜びの声を耳にした、藤森会長は次のように話していた。

「喜んでいただいて私としてもうれしい。今や重大な段階にきている高校教育のために、一そうのご尽力、ご協力をいただきたい。

今大会に、校長さんが三人ぐらい出席できるのではないかと、聞いていたが、

藤森会長と表彰された中野さん

一人も行って貰えなかったことは残念だった。

県高Pとしての表彰ということについては、今年初の理事会でも案を出したが、本年はできないとして、翌年総会からは、それが行なえるよう図りたいと思っていた。

教育貢献の渡辺きんと内助の人

私はいつも、善いことは、いくらでもたたえるべきだと言っているので、大ぜいの方に喜んで貰いたいと思う。

積善会の会員が増し、喜ぶ人が多くなることを私は常にねがってやまない。」

表彰状

○○○○○○　殿

あなたは　多年にわたりＰＴＡ活動の中心として献身的に努力し　わが国高等学校教育の振興に多大の貢献をされました　ここにその功績をたたえ表彰いたします

昭和四十四年八月二十五日

全国高等学校ＰＴＡ協議会

会長代行　鈴木弥七

高校生の親は教育の権利を考えよう

新潟大会に参加して

池新田高　長尾敏一

四十四年度の全国大会は、観光で賑わう北陸佐渡の玄関口、新興都市、新潟市において開催され、会場には、新装成った県民会館が用意されて、全国より二、〇〇〇余名の参加者によって盛大に催された。

私は今回始めてこの大会に参加したが、立派な会場にふさわしい真剣な討議が行なわれ、時局柄、まことに有意義な成果のあった大会だと思った。

第一日の午後、三つの分科会に分れてそれぞれの討議に入ったが、私は第三分科会に出席をした。

提案者も十数名あり、参加者は実に一、二〇〇名を越える盛況さであった。議題も時節柄、高校生の政治活動を中心に、生徒指導にしぼられ、活発な質問が多く、議長もその整理に、しばしば戸惑うほどであった。

この分科会では、本県を代表して掛川西高の戸塚会長が演壇に立ち、紛糾を続ける掛川西高の実態と、情勢分析、更にＰＴＡの指導方法について、再度にわたって堂々と発表し、参加者に多大の感銘を与えた。

そのほか、各提案者の発表、並びに、質問者の意見等まことに切々と私共の胸に迫るものがあり、予定時間を三十分も過ぎて漸く閉会するという、まことに熱のこもった分科会であった。

現下、高校生の問題は、学園紛争の余波という面だけで見ても、当然、来るべきものが来たということではあるが、一般父兄の認識はまだまだ低く、対岸の火災視している嫌いなしとしない。掛川西高の状況も、今後なお余断を許さないであろうが、これは単に掛川西高だけの問題でなく、高校全般について考えなければならない問題であるので、この際特に、一般父兄の関心を喚起することが望ましい。この点、親の教育権について、山形県興譲館高校の中山校長が、実に明確に論じたが、今大会の一つの特色とも言われるべきものであろう。この際親は、勇気と自信を持って子弟の教育に一そうの努力をして貰いたいものである。

大会は第二日目、七項目の決議文を満場一致採決し、明年の長崎大会での再会を約して、三日間に亘った大会の幕を閉じたのである。

× × ×

【参考】親の教育権　中山校長

一、教育権は親が持つ固有の権利である。

重要な基本的人権の一つだ。その根拠は「人権に関する世界宣言」（一九四八年第三回国際連合総会で採択）第二十六条第三項「親はその子供に施有する」にある。これは、自然法的権利であって、成文法を必要とせぬ基本権であるのを、世界人権宣言が明文化したのだ。わが国が国際連合に加盟したことにより、当然にこの人権宣言を尊重して、その実現に努力しなければならぬ。そしてこの親の教育権は、現在の憲法の下では国民の参政権と同様に、国民が国家に委託し、国家は国権の発動によってこれを実施するのである。

二、親の教育権の内容は、教育の種類を決定することである。それは次のことを意味する。

(1)　高等学校以上の学校、大学を子女のために選ぶこと

(2)　教育の内容として教育課程、特別教育活動のやり方、及び教科書の内容等教育に至大の関係あることを決定すること。

(3)　教育は教師の人格、資質、思想、学問に大きく左右されるから、教員の任免を決定すること。

上記の中で(1)は、親が直接に決定し、(2)と(3)は、親が国家の機関としての文部省、地方では、教育委員会に委託して関接的に教育権を行使する。

三、親の教育権は、基本的人権である。

然らば、教員が持つという教育権との関係は如何。教員の所謂、教育権は、国または教育委員会の任命によってはじめて与えられるものであるから、生得固有の権利ではない。教員は教育機関としてある範囲を限って、これに子女の教育を委託したのであるから、それは権利というよりも、むしろ機能（権限）と言うべく親から関接的に委託された権能であって、本源の親の教育権に優先するものではない。また、法律、命令、示達に従うべきは言うまでもないのである。

四、優先的権利の意味

1、教育に関する立法及び行政においては、親の教育権を十分に尊重する配慮がなくてはならない。

2、学校（大学）の運営においても、親の教育権への顧慮がなければならない。（現在、紛争中の大学においてこの点を全く欠いているのは遺憾）

3、親の教育権は学内の決定（評議員会、教授会、等の決議）に優先する。また、学生との約束（確認書等）にも優先する。

4、諸教育団体、教職員団体、学術会議等

の決議も是々非々の態度で臨むべく、若し親の教育権を侵害する部分があれば、それは無効と見なすべきである。

五、大学紛争と親の教育権

1、学内正常化のために最大の努力を尽すこと。授業の停廃を防ぎ、暴力使用及び不当な建物占拠を許さぬこと。

2、所謂、大衆団交に応じて安易な妥協に堕ちぬこと、屈服は以てのほかである。

3、教育基本法の遵守と尊重、思想的、政治的偏向教授の排除、学生の機嫌取りに終始し、或いは陰にこれを煽動する者を排除する。

4、教育内容、教授以下職員人事に学生の容喙を許さぬこと。

六、大学自治、学問の自由と親の教育権。

1、大学自治があまりに過大評価されている。大学教授の特権意識

2、(イ)学問研究の自由と(ロ)教育の自由とは区別しなければならぬ。(イ)はあくまで尊重すべきだが、(ロ)は教育基本法第八条、第九条の制約がある。また(ロ)は親としての国民の大部分が賛意を表し得るものでなければならぬ。従って完全に自由や恣意は許されない。

3、上記(イ)と(ロ)とを抱き合わせにして、大学の自治を神聖視するのは道理に合わない。それは国法を破り、親の教育権を侵外する危険がある。

4、大学は聖域でもなく、治外法権の領域でもない。大学職員も法を尊重すべく、学内の無法状態を拱手傍観してはならぬ。

七、結び

大学紛争の被害者は、多くの善良な学生であり、また、その親達である。吾々一般国民は、基本的人権として教育権を持つことを自覚して、政府及び大学当局に勇気を以てこれが解決に当ることを要望する世論を起したい。

東海随一の工業高校を目ざして

静岡県立島田工業高等学校

大井川を渡り、パルプ特有のにおいの消えるところ、突如、車窓にせまる偉容。これが島田工業高校である。さながら湾内に安らいだ巨船の観がある。

昭和三十八年創立、三年間にして教室実習室、プール、体育館、格技場など、相ついで建設され、当時の新設校の中では珍しいことであった。

機械、電気、土木、建築の四つの科があり、現在、九五八名の生徒が勉強にいそしんでいる。

「東海随一の工業高校に」これが創立当初からの相言葉であり、職員、生徒、ともに力を合わせて、立派な校風作りに努力している。

本校の一日は、高らかに奏でるミュージックサイレンの第一回卒業生の寄贈したもので、「平和で明るい学園を」の願いがこめられている。

各科のプロフィルをのぞいてみよう。まず機械科では、エンジン総合検査の装置、ネジリ試験機、この二つは他校には見られない精度をもっている。そして、生徒の実習態度は真剣そのものである。

電気科には、県下最大の高圧実験室があり、電気工事師試験には、大量の合格者を出し、年々その数を増している。

更に土木科は、今年はじめて測量士補試験に二年生の合格者を出した。活気に溢れクラス対抗試合は断然強く、本校運動クラブの中心となっている。

建築科は「デザイン・コンクール」では全国十点中、一昨年は四点、昨年は二点が選ばれ、すばらしい成績をあげている。

現在、女子が四名在学しているが、第一回入学生のうち、ただ一人の女生徒として三年間、男子に伍して頑張り通したことは特筆大書に価するであろう。

他の科においても、女子が籍をおくようになるのはまだ先のことであろう。

毎年の行事としては、一年生の国立青年の家における合宿訓練、ＰＴＡ役員の他校

(介)(紹)(校)(高)

——わが校の誇り——

静岡県下の公立高校は八十六校、郷土の明日を担って、やがて社会に雄飛する学徒は、今、それぞれの誇り高い学園に、学び続けている。

視察、音楽の会が特異なものとしてあげられる。音楽教育は特に重視され、普通高校ならともかく、工業高校に音楽専任教師がいることは、他にあまり例を見ないことである。これは、古代中国の「礼楽」の精神を取り入れるためときく。

朝礼には、ピアノに合わせて校歌を斉唱している。職員、生徒の連帯感を強めるために大きな役割を果たしている。

アスパック以来、高校生の政治活動がとみに激しさを加え、その波もようやく本校の庭先を洗うようになった。本年度より職員も強力な指導体制に入り、父兄側、他校とも連絡を密にし、蟻の一穴をも見落すまじと、必死に取り組んでいる。

伝統は長い間に培われ、育くまれてできるものである。形より入り、習いとなるまでには歴史が必要である。試行錯誤をくり返し、より良き基盤を固めていくところに本校の今後の課題があると言えよう。

（学校職員）

大会に参加して

静岡市商　輿津治郎

第十九回、全国高等学校ＰＴＡ大会に出席できて、私は大へん嬉しく思いました。

例年のことながら、年々充実した大会であることを報告し、今後多ぜいの皆さんが出席するよう望みます。

八月二十五日、午後は第三分科会に所属し、新潟市公会堂において、五時間の長きにわたり、生徒指導（進路指導）、ＰＴＡに関するもの、その他、全国各地からの協議題で、熱心な会員の姿とともに大へん参考になりました。

特に本年は、大学入試方法の改善と、大学の正常化について、如何に強く熱望しているかがうかがわれました。各県、各学校とも大へん心配して、早期解決と、高校教育の正常化を望んでおります。どこでも多かれ、少なかれ、高校生の政治活動があり、一番心配し困っているのが学校当局であります。PTAとしてもただ傍観することなく、この問題に全力をあげて取り組んでいかなければならないと深く感じました。

高校生が現におかれている精神的な不安を早急に排除し、将来に目的を与え、高校教育の充実と、正常な振興を図るよう、父母と教師の立場を強く打ち出して、守ってやることが急務であると感じました。

また、生徒の校外における行動については、父母はできるだけ知るとともに、外泊には特に注意しなければならないと思います。ちょっとでも気がついたら、学校側と密接な連絡をとり、不幸な事態を招くことのないようにしていきたいと思います。

また昔とは異り、教師と生徒間の信頼の度合等も大きな原因の一つであると感じます。

次に就職選考の時期についても、年々早くなって、生徒の学習意欲を減退させ、悪に入る機会を与える場合もあり得るのでこれまた、充分注意を要する問題ではないかと思います。その他交通問題についても高校生に対して、交通道徳の向上を図り、その実践について学校家庭ともに、強力な指導に当ることが、大切ではないかと感じました。

特に本県の掛川西高の如くPTAが寝食を忘れて努力した発表を聞いて、ただただ頭のさがる思いがいたしました。本大会に出席して大へん意義深いものがあると思いました。

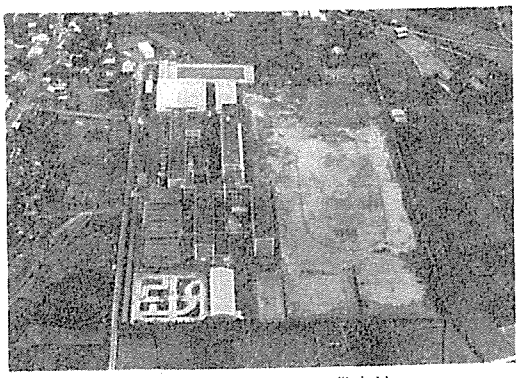

機上から眺めた島田工業高校

会長から要望書提出
大学の正常運営と人事院の勧告実施を

九月末、藤森会長は、今回の新潟大会における決議文と、これに基づく要望書を、県内各大学々長および、県内出身の衆参両院の代議士に提出した。

これにより、大学の正常な運営も、人事院の給与勧告も、一歩前進することが期待される。

決議文

教育界は今や大学の正常な運営、高校教育課程の改善、教育制度の積極的検討など重要な諸問題をかかえ、その適切な施策行政は国民のひとしく要望するところである。

このたび新潟県民会館における全国大会において会員二千余名が参加して、高校教育の振興を中心とする諸問題について、PTAの立場から真摯な研究協議を重ねた結果、次の事項を掲げ、本会の総力を傾注して邁進するとともに、政府ならびに関係当局に対して適切な施策を要望し、その実現を期することを全会一致をもって確認した。

一　大学紛争をすみやかに解決し、昭和四十五年度入試を正常に実施する。なお、高校教育がゆがめられない大学入試方法について再検討を要望する。

二　教職員の給与体系を抜本的に改善し、人事院勧告の完全実施を要望する。

三　保護者と教職員が緊密に協力して生徒指導を充実するとともに、俗悪環境浄化について立法化の措置を要望する。

四　人間教育のための施設、条件の整備を要望する。

五　積雪寒冷地帯の屋内運動場の施設基準について特別措置を要望する。

六　学校図書館司書、女子事務職員産休の場合の臨時職員採用制度、寄宿舎監の専任制、事務補助職員、用務員、警備員制度の早急な実現を要望する。

七　私立高校に対する文部当局の適切な指導助言と財政援助がなされるよう独立した法令の制定を要望する。

右決議する

昭和四十四年八月二十六日

第十九回全国高等学校PTA協議会大会

要望書

(一)(二)省略

「現代状況と青少年教育」

飯田義人　著

この本は、同氏が社会教育や学校教育の場で、青少年教育にたずさわったことから得た問題意識をまとめたもので青少年指導者や、青少年自身（高校生を含む）の必読の書。

（氏は静岡城北高校の教頭）

編集後記

県委託の研修会には、ご協力ありがとうございました。（記録は十九号へ）

会報原稿作りがこのため遅れました。原稿をお寄せくださる方が、少しずつ見られ心うれしく思います。

特に、大会に参加して感じたこと、研修会に思ったことなどは、ほしいものです。次号へぜひご寄稿ください。

要望書等は紙面の都合により省略させていただきました。

昭和四十四年十月二十日印刷
昭和四十四年十月二十日発行
静岡市追手町県民会館社会教育課内
静岡県社会教育委員連絡協議会
電話静岡(52)八一六一
郵便番号　四二〇